

広島大学学術情報リポジトリ  
Hiroshima University Institutional Repository

Title	京極御息所歌合の特質 : 「ゆき」に注目して
Author(s)	顧, 宇豪
Citation	国文学攷, 252 : 1 - 11
Issue Date	2022-06-30
DOI	
Self DOI	
URL	<a href="https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00052815">https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00052815</a>
Right	Copyright (c) 2021 by Author
Relation	



## 京極御息所歌合の特質

——「ゆき」に注目して——

顧 宇 豪

はじめに

延喜二十一年（九二二）三月七日、宇多院は、約一年前に雅明親王<sup>1</sup>を出産した京極御息所（藤原褒子）と共に春日社に参詣した。その時、大和守藤原忠房は宇多院一行を歓待し、色紙に書いた歌が添えられた果物筐二十個を献上した。宇多院は還御後、この二十首の歌に対する返歌を女官に詠ませ、左右方に分けて、返歌を合わせた。結果、総歌数は、本文で「本」と注が付された本歌二十首（本稿では忠房が献じた和歌を「本歌」と呼称する）と左右の返歌二十一首四十首で、それに夏歌四首と洲浜の歌一首を加えて計六十五首となる。これが京極御息所歌合である。珍しい返歌合の初例として知られる。

本歌合の実質上の中心人物は宇多院であり、本歌は宇多院を対象

に詠んだ歌である。その本歌には、「ゆき」を詠んだ歌が九首ある。気候上、陰暦三月の大和には基本的に降雪は見られないはずなので、季節外れの「ゆき」の多用は本歌合の特徴的な表現と言える。本稿は、「ゆき」という表現に焦点を当て、その文学的な手法と歴史上の宇多院と忠房の実相に対する分析を通して、歌合史ないし文学史における本歌合の位置付けについて考察したい。

なお、先行研究として、『平安朝歌合大成』<sup>2</sup>（略称『大成』）、日本古典文学大系『歌合集』<sup>4</sup>（略称『旧大系』）、岡田博子・小池博明・西山秀人（順不同）『京極御息所褒子歌合注釈』<sup>5</sup>（略称『注釈』）、田原加奈子『京極御息所歌合の位置』<sup>6</sup>（略称『位置』）があり、それらを参考にしつつ検討していく。

## 一、成立背景

冒頭仮名記<sup>7</sup>の劈頭に、

延喜廿一年三月七日、亭子院の京極の御息所、帝もろともに春日に詣でたまひける時、大和守にては藤原忠房といふ人なむありける。御設け更にも言はず。そがなかに筐をいとをかしげに作りて御果物入れたり。廿なんありける。御車に入るる。色紙に書いて歌どもなむつけたりける。さわがしくて返し得したまはで、院に帰りたまひて、左右と方分きて、歌を詠ませたまうて合はせさせたまふ。

とあるのによれば、本歌合の成立した年は延喜二十一年である。その年、宇多院は五十五歳である。そして、京極御息所の年齢に関して、彼女に関する最初の記録である『西宮記』<sup>8</sup>臨時八・恩賞事にある「延喜十六年五月廿三日、使右中将衆樹、就亭子院、授褒子位記於其身、行幸日實」と、その姉仁善子の東宮保明親王に入内する際の記録『醍醐天皇御記』延喜十六年十二月二十一日条「申東宮元服夜故左大臣女可令参入事、又参入時可用輦車報書并許」によれば、二十歳前後だと推測される。

即ち、宇多院は、京極御息所を迎えた時に既に五十歳ぐらいいで、またその没年月日の承平元年（九三二）七月十九日を踏まえれば、本歌合成立当時は既に晩年に近い。結婚の経緯に関して、拙稿<sup>9</sup>に

おいて、藤原時平を亡くした時平一族が一族の復興を企図して、仁善子の東宮入内を実現するために、恰も賄賂のように宇多院に献上したのだと推測した。その当否はともかく、宇多院が一応「法皇」という出家者の身分を持ちながらも、若い京極御息所を後宮に迎えた点に、京極御息所自身の魅力は勿論だが、宇多院の宗教者から世俗的な帝王へ転換する姿勢が窺える。

因みに、宇多院と京極御息所は、この度の参詣に同行した雅明親王、そして載明・行明の二人を加えた三人の親王を儲けた。『日本紀略』<sup>11</sup>延喜二十一年（九二二）十二月十七日条に「以第十親王雅明為親王、實者法皇御出家之後所生皇子也、為今上御子」とあるように、宇多院が出家者のため、いずれも醍醐天皇の猶子となった。後世の例として、今井源衛氏<sup>12</sup>によれば、出家後の花山院と乳母の子の中務及びその娘の平子との間に儲けた昭登親王と清仁親王は冷泉院の猶子となった。やはり、こうした法皇の皇子の事例は、法皇の女性への関心と深く関連しているのである。

この参詣には、出産を経た京極御息所を労わり、加えて幼い雅明親王の成長を祈る宇多院の意図が窺える。その年、東宮保明親王はまだ健在であり、世の中も凡そ泰平であったので、宇多院は、帝王としても、若い新妻を持ち、子供を新たに授かった老年の男性としても、愉悦と共に春日に遊覧したのであろう。

なお、冒頭仮名記によれば、遊覧当日の三月七日に忠房が二十首

の歌を献上したが、宇多院はその場で返歌せず、院邸に帰った後に本歌合を開催した。本歌合の開催時期に関して、記録は存在しないが、『大成』は、本歌合末尾の夏歌、

六三時しもあれ五月に人を恋ひそめて夏の夜をさへ明しかねつる

にある「五月」という表現を根拠に、本歌合の開催時期を五月と推測している。本歌合は晴儀の歌合であり、冒頭仮名記には、

左洲浜まゐる。五位四人先に立ちて、衛府四人なむ昇きたりける、遊びしてまゐる。歌は銀の筐に入れて、嬬に持たせて洲浜にぞ立てたりける。右の洲浜、女四人昇きてまゐる、なまめかしきことはあれど、おもしろきことは左には劣れり。右は銀を蓮の浮葉にうちて、それになむ歌は書きたりける。

と、豪華な洲浜について言及しており、その準備期間が必要であろう。天徳四年内裏歌合の例を挙げると、『村上天皇御記』<sup>13</sup>に、

天徳四年三月卅日己巳、此日有女房歌合事、去年秋八月、殿上侍臣鬪詩、爾時、典侍命婦等相語曰、男已鬪文章女宜合和歌、

及今年二月、定左右方人（後略）

とあるように、開催を予定してから、半年以上もの長い準備期間を要している。『大成』によれば、それは「洲浜の風流に工芸の趣向を凝らす」<sup>14</sup>ためだという。

それから、宇多院関係の歌合という観点からも、本歌合の特殊性

が見受けられる。『大成』に基づいて宇多院関係の歌合の成立時期を一覧すると、次の表のようになる。

和暦	西暦	季節／月日	宇多院関係の歌合
仁和 4	888		内裏菊合
寛平 3	891	秋	
	5	893	九月以前秋 九月以前
	8	896	六月以前
昌泰 1	898	秋	是貞親王歌合 皇太夫人班子女王歌合 后宮胤子歌合
		某年秋	亭子院女郎花合
		某年秋	宇多院女郎花合 朱雀院女郎花合 宇多院物名歌合
延喜 13	913	三月十三日	亭子院歌合
		八月十三日	亭子院・女七宮歌合
	21	921	五月
			京極御息所歌合

この表に示したように、本歌合は記録上八年ぶりに行われた最後の宇多院関係の歌合である。そのため、その他の宇多院関係の歌合との関わりも、本歌合を考察する際の一つのポイントであり、それにも注意しながら考察を進めていく。

## 二、忠房と贈歌の経緯

本歌合は珍しい返歌合なので、本歌の存在が最も特徴的だと言える。それらの本歌の贈り主は冒頭仮名記で見られた大和守藤原忠房である。まず、忠房という人物と本歌を贈る経緯について確認しておく。

忠房の系図に関して、『尊卑分脈』<sup>15</sup>に、



とある。そして、その官歴は、『中古歌仙三十六人伝』<sup>16</sup>に、

仁和三年二月二日、任信濃掾。寛平四年正月廿三日、任周防権掾。五年四月廿九日、任播磨少掾。九年正月廿六日、任左兵衛権少尉。七月十五日、補藏人、同廿六日、任左近將監。昌泰三年四月二日、兼近江権掾。延喜元年七月七日、叙従五位下。二年二月廿三日、兼備前介。四年二月廿六日、任左兵衛権佐。十年正月七日、叙従五位上。十一年正月十三日、任左近少將。十三年正月廿八日、兼近江権介。十五年正月十三日、兼備前権介。十六年正月廿一日叙正五位下。八月廿八日、任信濃権守。廿年正月卅日、任大和守。廿二年正月七日、叙従四位下。延長

三年正月七日、叙従四位上。同卅日任山城守。五年正月十二日、任右京大夫。六年十二月一日卒。

とある。忠房は光孝朝以来の老練な官吏であり、傍線部のように、大和守になったのは延喜二十年、即ち本歌合の約一年前である。

また、忠房は多様な才能を備えた人物である。工藤重矩氏<sup>17</sup>によれば、忠房は、『歌経標式』の編者である浜也の末裔でもあり、その歌は三代集に計十八首（『古今和歌集』に四首、『後撰和歌集』に七首、『拾遺和歌集』に七首）が収録された。そして、工藤氏は、『西宮記』<sup>18</sup>十五・講日本紀博士等例にある、

延喜六年、（中略）、但其中秀句、得膳巴提便、「竟宴記」左兵衛権佐藤原忠房、誰<sup>ウレ</sup>子<sup>コ</sup>之<sup>カ</sup>無<sup>ク</sup>香<sup>ク</sup>有<sup>キ</sup>時<sup>キ</sup>波<sup>キ</sup>棄<sup>キ</sup>身<sup>キ</sup>底<sup>キ</sup>虎<sup>キ</sup>野<sup>キ</sup>舌<sup>キ</sup>切<sup>キ</sup>名<sup>キ</sup>祖<sup>キ</sup>館<sup>キ</sup>奴<sup>キ</sup>壁<sup>キ</sup>という記録を挙げ、延喜六年（九〇六）の日本紀竟宴で忠房が秀歌を詠んだと指摘する。忠房の作品は『後六々撰』にも収録され、そのため忠房は中古三十六歌仙に数えられる。また、『古今和歌集』九九三番歌、

寛平御時にもろこしのはう官にめされて侍りける時に、東宮のさぶらひにてをのこともさけたうべけるついでによみ侍りける  
ふぢはらのただふさ

なよ竹のよながきうへにはつしものおきみて物を思ふころかな  
によると、忠房はかつて遣唐使の三等官に任命されたことがあるので、漢詩文の素養も備えていたのであろう。さらに、工藤氏によれば、

忠房は管弦の達人でもあり、『尊卑分脈』に「樂道長」と注されているという。実際、『尊卑分脈』には、「樂道長」の後に、「作胡蝶樂仁也、延喜十六、法皇御賀之時樂行事」という記述が続いている。

このように、博学多才な忠房は、恐らく宇多院の寵臣であろう。『大成』と「位置」では、延喜十三年の亭子院歌合の冒頭仮名記に、

このうたをたれかはきはやしてことわらむとする、忠房やさぶらふとおほせたまふ、さぶらはずとまうしたまへば、さうざうしがらせたまふ

とあるように、宇多院が忠房を判者に召したが、忠房は不在で、宇多院は残念があったという記録に言及している。つまり、忠房は、卑官ながらも宇多院に判者に抜擢されるほど気に入られ、宇多院との関係が親密だと言えよう。

そのような親密な君臣関係があるため、この春日参詣の際に、忠房は歌を付した二十個の果物筐の献上という独創的で盛大なもてなしを企画したのであろう。『躬恒集』（西本願寺本、以下同じ）三二二番歌の詞書、

法皇六条の御息所、かすがにまうづるときに、大和守忠房朝臣あひかたらひて、このくにのなるところを、倭歌八首よむべきよしかたらふによりて二首おくる、于時延喜廿一年三月七日

によれば、躬恒が代詠をしており、そのきっかけは春日参詣の際に忠房から相談があったためという。恐らく、宇多院一行が春日に滞

在していた時に、忠房は躬恒に協力を求めたのであろう。詞書には、忠房は躬恒に歌八首を依頼した旨が記されるが、実際に『躬恒集』に収録されたのは七首である。「二首おくる」という記述について、『躬恒集注釈』<sup>19)</sup>は何らかの誤りだという。忠房が躬恒の代作を受け取った後に取捨選択をし、歌の順番も変動したので、本歌はあくまでも忠房の名義で宇多院に献上したのだと考えられる。それでは、本歌に対する検討に入りたい。

### 三、本歌における「ゆき」

忠房が献上した本歌は計二十首あり、その内に躬恒の代作が七首ある。その一覧は以下のようになっている（冒頭に付したのは『新編国歌大観』の歌番号。末尾に付したのは『躬恒集』での歌番号）。

- 一めづらしき今日の春日の八乙女を神も恋しと偲ばさらめや
- 四桜花三笠の山のかげしあれば雪と降るとも濡れじとぞ思ふ
- 七八重たてる三笠の山の白雲は御幸さぶらふ桜なりけり
- 一〇ちはやぶる春日の原にこき交せて花とも見ゆる神の袴部かな<sup>327</sup>
- 二三故郷に咲くとわびつる桜花今年ぞ君に見えぬべらなる
- 一六鶯のなきつるなへに春日野の今日のみゆきを花とこそ見れ
- 一九若菜摘む年は経ぬれど春日野の野守は今日や春を知るらむ<sup>328</sup>
- 二三君しなほかくし通はば石の上古き都も旧りじとぞ思ふ<sup>329</sup>
- 二五春ごとに君し通はば春日野の八千代の松も枯れじとぞ思ふ

二八桜花雪と降るめり三笠山いざたちよらむ名に隠るやと<sup>328</sup>

三春日野の今日の御幸をまつ原の千歳の春は君がまにまに<sup>325</sup>

三四故郷の春日の野辺の草も木も春に再びあふ今年かな<sup>322</sup>

三七散り紛ふ春日の山の桜花光に消えぬ雪と見えつつ

四〇今年よりにほひ染むめり春日野の若紫に手でな触れそも

四三駒並べて君が見にくる春日野は松笠茂し雨に触るな

四六雪交てに吹く春風は速けれど青山なれば寒からなくに

四九春日野の今日のみゆきはかきくらし故郷までぞ降りて散りける

五二春霞春日の野辺にたち渡り満ちても見ゆる都人かな<sup>324</sup>

五五春日なる三笠の山は千代を経て今年の春をまつにざりける

五八みゆき降る春日の山の桜花えこそ見分かねこき混ぜにして

ここで注目したいのは、「ゆき」或いは「みゆき」という表現が頻用されることである（筆者が囲みを施した箇所）。「ゆき・みゆき」を詠んだ歌は四・七・一六・二八・三一・三七・四六・四九・五八の計九首である。意味は、「雪」と「御幸」の二つに分けられるが、両者を掛ける場合も存在し、全てのケースを整理した結果は次のようになる。

ケース	歌番号
雪に限定	四、二八、三七、四六
御幸に限定	七、三一
掛詞	一六、四九、五八

まず、「ゆき」を雪に限定できる歌は、桜の喩えとして雪を詠む。

四二一八・三七番歌は桜花を直接に詠んでいる。桜を雪に喩えるという表現は『古今和歌集』に、

●春歌上・六〇

寛平御時きさいの宮の歌合のうた

とものり

三吉野の山べにさけるさくら花雪かとのみぞあやまたれける

●春歌上・八六

さくらのちるをよめる

凡河内みつね

雪とのみふるだにあるをさくら花いかにちれとか風の吹くらむとあるように、当時では常套的な表現だと見てよいだろう。また、

四六番歌は「桜」や「花」を直接に詠んではないが、末句「寒からなくに」は、延喜六年右兵衛少尉貞文歌合<sup>20</sup>に、

春気籠煙暖

梅の花雪にみゆれど春のきはけぶりをこめて寒からなくに

に見られ、用例歌の「雪」は梅の花の比喩として詠んでいるので、四六番歌の「雪」もこの歌を参考にして、桜の花吹雪を詠んでいると考える。

さて、肝心な問題は「御幸」の意味を含む「みゆき」にある。そもそも、宇多院の春日参詣は御幸と言えるのであろうか。凡そ寛平年間から延喜初頭にかけて成立した『類聚国史』<sup>21</sup>の「太上天皇行幸」条を見ると、当時では天皇に使用する「行幸」と上皇に使用する

る「御幸」の区別すら確立していなかった。そして、「太上天皇行幸」条の記録を整理した結果は以下のようなになる。

上皇	日時				御幸場所
持統	大宝	元年 (701)	六月	二十九日	吉野離宮
			秋七月	十日	吉野離宮
	二年 (702)		十一月	十三日	尾張
				十七日	美濃
				二十三日	伊勢
聖武	天平	十一年 (739)	三月	二十三日	饗原離宮
		十六年 (744)	七月	二日	智努離宮
			十月	七日	仁岐河
			十一月	十一日	珍努離宮
			十一月	十四日	竹原井離宮
		十八年 (746)	十月	六日	甲賀宮
	天平勝宝	元年 (749)	十二月	二十七日	金鐘寺
		八年 (756)	三月	一日	東大寺
					堀江
平城	大同	四年 (809)	十二月	四日	平城
嵯峨	弘仁	十四年 (823)	九月	十二日	嵯峨莊
	承和	五年 (838)	十一月	三日	冷然院 神泉苑
清和	元慶	三年 (879)	十月	二十四日	大和

右の表を見る限り、上皇の御幸場所は①宮殿庭園②地方③寺院に及ぶが、神社は一度も御幸の対象地になることがなかった。天皇の神社行幸について、岡田莊司氏<sup>22)</sup>によれば、その初見は朱雀天皇の天慶五年（九四二）四月二十九日の賀茂行幸であるが、天皇は神道

宗教上の関係で神社に親祭しないという原則があるという。そして、上皇の神社御幸について、平泉紀房氏<sup>23)</sup>によれば、その初見は円融院の永祚元年（九八九）石清水御幸だが、『江家次第』に記される神社御幸儀は寛治四年（一〇九〇）の白河院石清水御幸及び同七年（一〇九三）日吉御幸だという。以上の両氏の先行研究に従えば、上皇の神社御幸は延喜二十一年段階ではまだ正式な儀礼になっていない。そのため、宇多院の春日参詣は春日社への正式な御幸と考えにくいであろう。因みに、岡田氏によれば、春日行幸の初見は永祚元年三月二十二・二十三日の一条天皇の行幸であり、その背景には母后詮子と外祖父兼家の強い働きがあったと指摘されている。このように、春日社と藤原氏は深い因縁があり、この度の春日参詣はあくまでも京極御息所が藤原氏の氏社である春日社に参詣することになっており、宇多院は直接に参詣するわけではなく、京極御息所に同行してきただけだと推測する。

本歌においても、宇多院の「みゆき」の場所は、三笠山（七）、春日野（一六・三二・四九）、春日山（五八）といった、春日社と関係深い地名となっているが、直接に春日社だとは記していない。即ち、本歌における「みゆき」は、宇多院の春日の地への御幸だと忠房が捉えていることを意味するのではなからうか。但し、『皇室制度資料』<sup>24)</sup>には、

例えは行幸には必ず供奉の諸司を任じ、一定の鹵簿を整えるべ



きことを養老令および延喜式に規定しているが、太上天皇の行幸は必ずしもこれに拠らず、それらを省略するのが慣例となつた。類聚国史太上天皇行幸の条に、弘仁十四年九月十二日嵯峨上皇の嵯峨莊行幸に当り、淳和天皇は勅して御輿および仗衛を設けさせられたが、上皇は固辞して受けられず、「逐騎御馬、無前驅井兵仗」と見え、さらに元慶三年十月二十四日清和上皇の大和行幸に際しても、陽成天皇は六府官人等の仗衛を命ぜられたが、上皇はこれを辞して返還されたことが三代実録に見えている。また天皇の行幸には警蹕があるのを常とするが、太上天皇の場合は、西宮記に「出入無警蹕」といい、さらに「供奉人々装束、隨時無定」とも見え、同じく行幸と称しても、諸事簡省せられるのを例とした。

とあるのによれば、当時の上皇の御幸は簡略化されるのが通例である。となると、宇多院が春日の地に対して正式な御幸を行った可能性は低い。よって、本歌における「御幸」は宇多院の遊覧に対する美称として使用していると考えるのが妥当なのではないか。三一番歌は躬恒の代作で、『躬恒集』では、当該歌の詞書に「法皇六条の御息所、かすがにまうづる」と春日参詣を記している一方で、『躬恒集』一六八番歌「いづみにてしづみはてぬとおもひしを今日ぞあふみにうかぶべらなる」の詞書では、

同十六年九月廿二日、近江介の消息云、法皇明日石山御幸ある

べし、いとまあらば今日ゆくべし云云、仍まかりたれば屏風障子等あり、これに所所のおもぶきを可題とあれば、よのうちによみたるをやかた汝かけとあるを、なぶれどなほとあればかきはべりぬ、法皇経一宿て御舟にて、せたにのぼらせたまふ、はしのもとにふねつなきて、介ものどもたてまつる、介かたらひていはく、くりやぶねのりておほんふねにぐしてさぶらふべしと、すなはちこのうたを

と、宇多院の石山御幸に言及している。即ち、『躬恒集』において、宇多院の正式な御幸と個人的な参詣は区別されているのである。

因みに、『躬恒集』一六八番歌の詞書によれば、石山御幸の際に躬恒は、近江介に、歌の代作や書写、厨船での奉仕まで散々指図された。躬恒が忠房に依頼された時の状況もそれと類似し、忠房が躬恒を呼び出して代作を依頼したのである。

以上を踏まえれば、宇多院の春日参詣は、春日社に対する御幸ではないし、春日の地に対する正式な御幸でもないと考えべきであろう。しかし、本歌においては、春日参詣を宇多院の御幸として捉えている。それは、忠房が宇多院の春日への遊覧を御幸と誇張して表現し、寵臣らしく宇多院に諂うためだったのでなからうか。

#### 四、返歌の反応

さて、返歌において、「ゆき」に対する反応を見てみよう。雪に

限定できる「ゆき」を詠んだ本歌の内の四・二八・三七番歌に対して、返歌は、

五木の間より花の雪のみ散りくるは三笠の山の漏るにざるべき

六春日野に雪と降るてふ花見にぞ三笠の山をさしてきにける

二九山の名にたちしもよらじ桜花雪と降るとも色に濡れめや

三〇隠るれどやまず雪こそ降りかかれ三笠の山は花や漏るらん

三八桜花なにかは消えむ白妙の色ばかりこそ雪に似るらめ

三九山桜雪に紛ひて散りくれど消えぬばかりぞしるしなりける

と、同じく雪を桜の比喩として詠んでいる。しかし、四六番歌に対して、返歌は、

四七青山の名を着て誰か吹く風を寒からずとは思ひ知るらむ

四八雪交ての風もなにかは寒からん春の光のみ照る山辺は

と、その比喩を踏まえ、四七番歌では「青山」を「襖山」と掛け、四八番歌では雪を気象として詠んでいる。それはやはり四六番歌自体が言葉足らずなので、桜の比喩としての雪が返歌の詠者に理解されていなかったのであろう。

さらに、御幸の意味を含む「ゆき」を詠んだ本歌に対して、返歌は、

八よそにても君しみつれば山桜心やすくや今は散るらむ

九八重たてる雲居に見えし桜花帰る手向けに今日や散るらん

一七今はしも花とぞいはむ春日野の春のみゆきをなにかは見む

一八故郷にゆきまじりたる花と見ばわれに遅るな野辺の鶯

三三ゆく先の春を遠くし任すれば今は千歳の疑ひもなし

三三群れたちてわれをまつてふ春日野の緑深くや思ひそめけむ

五〇春知らで年旧る里はみゆきをぞしばしも花と頼むべらなる

五一故郷のものは見れど桜花散るあたらしきものにざりける

五九山桜散りてみゆきに紛ひなばいづれか花と春に問はなむ

六〇消えぬをぞ花と知るべきこき混せてみゆきのみ降る山の桜は

と、御幸に対する直接的な言及が見られない。右記の返歌は、三三・

三三番歌を除けば、いずれも桜もしくは花を詠んでいる。そして、

三三・三三番歌はむしろ本歌の松に焦点を当てている。御幸と掛け

た「ゆき」という本歌の狙いを返歌の作者たちは全く理解できてい

ない。

一方、先行研究では返歌にも御幸が詠み込まれたと解釈している。

例えば、一七番歌の解釈は次の通りである。

今こそ、全くもって花（栄光）だといきましょう。春日野の春の雪（御幸）を花（栄光）以外の何物と見ることが出来ましよう。（『旧大系』）

（鶯の声も聞こえない）今でも花だと言いましよう。春日野の春の雪―御幸を花以外の何物と言うことが出来ましようか。（『注釈』）

しかし、一七番歌は本歌の一六番歌が下の句「今日のみゆきを花

とこそ見れ」で今日の美雪は花に見えると言っているのに対して、一七番歌は、一二句では「ただ今に限って花と言おう」と、本歌の不確定な認識に異を唱え、三四五句では「春日野の春の美雪を他の何と見ればよいのだろうか」と、春日野の春の雪は花にしか見えなめいと言う。特に「春のみゆき（美雪）」という表現は、一七番歌が初見の表現で、後世の例では、

●壬二集・一九九〇

あらしふく春のみゆきは吉野山菅のねしのぎ花ぞ降りしく

●夫木和歌抄・春部四・一三二五

伴ひし春のみゆきも忘れられず小倉の山の花のした道

と、花吹雪に限定し用いられている。つまり、一七番歌は、本歌の一六番歌が気象としての「みゆき」を詠んでいるとのみ受け止めたのであろう。

また、五〇番歌について、『旧大系』は、

春の欲びも知らず長く忘れられた古里は、降る雪（御幸）を、

せめてね、一時の花（栄光）だと頼みにしているらしい。

と解釈している。しかし、「春知らで年旧さと」とは春がまだ訪れていない古びた山里で、その山里はいまだに降雪していると考えられるので、五〇番歌の「みゆき」は気象としての雪に限定しているであろう。そして、「みゆきをぞしばしもはなとたのむ」は、山里では雪をしばらくの間花と違って頼みにする、の意味で取るべきなの

ではないか。つまり、五〇番歌の内容によれば、五〇番歌も、本歌の四九番歌の「みゆき」を気象としての雪と捉えているのであろう。

以上のように、先行研究が御幸を詠んでいると解釈している返歌の一七・五〇番歌を検討した結果、その中の「みゆき」は「御幸」を掛ける必然性がないと判断せざるを得ない。つまり、「ゆき」に御幸の意味を意図的に付けた本歌に対し、返歌の反応は極めて薄く、ただ「ゆき」を桜の喩えとして受け止めたケースが多く、中には五〇番歌のように気象としての雪と捉えたケースもあるが、「御幸」と心得たケースはないと言えよう。総じて、返歌の詠者たちは、この春日参詣を宇多院の御幸と認識していなかったと推測する。

### おわりに

以上のように、京極御息所歌合の特質というべき「ゆき」の表現を考察した結果、「ゆき」を多用した本歌は、それを献上した忠房の、宇多院に詔うという現実的・政治的な目的と深く関係することが分かる。即ち、当時の上皇が関わった歌合は、単なる文芸的な活動ではなく、歴史的・政治的な背景とも絡み合い、それを反映した特徴的な表現を有するものとして特質を見定めるべきである。

### 注

本稿において引用した和歌は、特に断らない場合は『新編国歌大観CD』

ROM Ver.2.0』(角川書店、二〇〇三年)による。京極御息所歌合の本文は、『陽明叢書 国書篇 平安歌合集 上』(思文閣出版、一九七五年)所収の十巻本の影印を用いて、適宜に漢字を当てて校訂したものである。各歌の歌番号は、便宜上、『新編国歌大観』の歌番号と一致させた。

1、延喜二十年(九二〇)四月十三日生まれ。醍醐天皇の猶子で、第十皇子。2、廿巻本にのみある「春日野の藤のしげれば氏人のたえずつかふる名にこそありけれ」が第二十一首の本歌とされるが、返歌はない。『新編国歌大観』は当該歌を取録しないため、本稿も当該歌を除く。

3、萩谷朴『増補新訂 平安朝歌合大成 第一巻』(同朋舎出版、一九九五年)。4、萩谷朴ほか『日本古典文学大系74 歌合集』(岩波書店、一九六五年)所収「延喜二十一年〔五月〕京極御息所褒子歌合」(萩谷朴)。

5、西山秀人・岡田博子・小池博明(順不同)「京極御息所歌合褒子歌合注釈(一) (一) (二)」、『上田女子短期大学紀要』27号(二〇〇四年一月)、28号(二〇〇五年一月)、29号(二〇〇六年一月)。注釈は二七番歌まで。

6、田原加奈子「京極御息所歌合の位置」、『早稲田大学大学院文学研究科紀要』64号、二〇一九年三月。

7、十巻本と廿巻本という二つの系統の伝本がある。十巻本の冒頭仮名記がより詳細であるため、本稿はそれに従う。

8、『増訂故実叢書第卅七回 西宮記第一』(吉川弘文館、一九三二年)。

9、『増補史料大成 第一巻 歴代宸記』(臨川書店、一九六五年)。

10、「京極御息所と元良親王の恋愛関係をめぐって」、『元良親王集』からの検討、『表現技術研究』16号、55〜67頁、二〇二二年三月。

11、『新訂増補国史大系 第十一巻 日本紀略後篇 百鍊抄』(吉川弘文館、一九二九年)

12、今井源衛『国語国文学研究叢書 8 花山院の生涯』(桜楓社、一九六八年)。118〜124頁。

13、注9に同じ。

14、注3所掲書413頁。

15、『新訂増補国史大系 第五十九巻 尊卑分脈 第二篇』(吉川弘文館、一九五九年)。

16、『三十六人歌仙伝/中古歌仙三十六人伝』(書陵部本152-65) 新日本古典籍総合データベースによる。傍線部は筆者が施した。

17、工藤重矩「宇多院歌壇の構造…平安前期貴族文壇の研究」、『福岡教育大学紀要』29号第1分冊、11〜24頁、一九八〇年二月。

18、『増訂故実叢書第卅七回 西宮記第二』(吉川弘文館、一九三二年)。

19、藤岡忠美ほか『私家集注釈叢刊14 躬恒集注釈』(貴重本刊行会、二〇〇三年)。

20、本文は『平安朝歌合大成』による。

21、『新訂増補国史大系 第五巻 類聚国史 前篇』(吉川弘文館、一九三三年)。

22、岡田荘司『平安時代の国家と祭祀』(統群書類従完成会、一九九四年)所収「神社行幸の成立」、362〜388頁。

23、平泉紀房「白河院御幸の運営体制」、『皇學館論叢』46巻5号、36〜56頁、二〇一三年十月。

24、宮内庁『皇室制度資料 太上天皇 一』(吉川弘文館、一九七八年)。246頁。

一〇・うごう、広島大学大学院人間社会科学科博士課程後期在学